

佐渡市職員の懲戒処分のお知らせ（プレスリリース）

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方公務員法第29条の規定に基づき、本日付けで下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	勤務時間中に公用パソコンを使用し、業務に関係のないインターネットサイトを閲覧していた職員を確認したため、令和6年7月から令和7年6月までの1年間、全職員のインターネット使用状況を調査し、不適正な使用を行っていた職員に対して、以下のとおり懲戒処分を行った。	
被処分者所属 及び処分内容	企画部職員（副部長級 50歳代）	停職1月間 課長補佐級に降任
	羽茂支所職員（主任級 50歳代）	減給10分の1 5月間
	相川支所職員（係長級 50歳代）	減給10分の1 4月間
監督者の処分等	被処分者の所属長 4人	厳重注意
処分日	令和7年9月1日付け	
特記事項	市長コメント 今回の事案は、職務専念義務を遵守すべき公務員として、あるまじき行為であり、市民の皆様の信頼を著しく損なう結果になりましたことを心よりお詫び申し上げます。 今後も定期的にインターネット使用状況を監視し、再発防止に努めるとともに、市民の皆様からの信頼回復に向けて取り組んでまいります。	

本件についての問い合わせ先
佐渡市役所総務部総務課
担当：谷川
電話（直通）0259-63-3111